

特別障害者手当

特別障害者手当とは、在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当です。

手当を受けることができる人は、20歳以上であって、身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。(次の①～⑤に該当する方。)

- ①『令別表第2』の一～七のうち2つ以上に該当する方。
- ②『令別表第2』の一～七のうち1つに該当し、かつ、『別表A』の一～十一のうち2つ以上に該当する方。
- ③『令別表第2』の三～五のうち1つに該当し、かつ、『日常生活動作評価表』で10点以上となる方。
- ④内部障がい等で『令別表第1』の八に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
- ⑤精神障がい（知的障がいを含む）で『令別表第1』の九に該当し、かつ、『日常生活能力判定表』で14点以上となる方。

有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、グループホーム、軽費老人ホームなどは対象になります。また、病院への入院又は老人保健施設、介護療養型医療施設は3か月以内の入所であれば対象になります。

なお、特別養護老人ホームに入所している方や所得制限限度額を超える方は対象となりません。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

『令別表第1』

- 一 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 三 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをも有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 九 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 十 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

『令別表第2』

- 一 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 四 両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 五 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 七 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

『別表A』

- 一 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
- 四 そしゃく機能を失ったもの
- 五 音声又は言語機能を失ったもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 七 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 八 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 九 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
- 十 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十一 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

『日常生活動作評価表』

- 1 タオルを絞る（水をきれう程度）
 - 2 とじひもを結ぶ
 - 3 かぶりシャツを着て脱ぐ
 - 4 ワイシャツのボタンをとめる
 - 5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）
 - 6 立ち上がる
 - 7 片足で立つ
 - 8 階段の昇降
- （備考）おおむね全介助2点、半分介助1点、介助なし0点とする。

『日常生活能力判定表』

- 1 食事
 - 2 用便（月経）の始末
 - 3 衣服の着脱
 - 4 簡単な買物
 - 5 家族との会話
 - 6 家族以外との者との会話
 - 7 刃物・火の危険
 - 8 戸外での危険から身を守る（交通事故）
- （備考）おおむね全介助2点、半分介助1点、介助なし0点とする。

手当の支払について

各手当は、2月、5月、8月、11月の年4回、3か月分をまとめて支払います。

所得による支給制限について

受給資格の前年の所得が一定の額を超えるときもしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

| 扶養親族等の人数 | 支給停止になる所得額 | |
|----------|------------|------------|
| | 本人所得 | 扶養義務者所得 |
| 0人 | 3,604,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 | 6,536,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 | 6,962,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 | 7,175,000円 |

- (注) 1 所得とは諸控除後の額です。
2 扶養義務者とは、障がい者本人と生計を同じくする障がい者本人の直系血族、兄弟姉妹をいいます。
3 特別障害者手当の本人にかかる所得については、非課税の年金等も所得に含みます。

届出等に関するお願い

手当を受けるには、南部町福祉事務所に申請してください。申請を受け付けた月の翌月分からが手当支給の対象となります。

- 身体障害者手帳、療育手帳とは制度が異なります。障がい認定に当たっては専用の診断書により新たに医師の診断を受けていただく場合があります。診断書の作成は、かかりつけ医に依頼することもできます。
- 手当を受けている方が、支給要件に該当しなくなった場合(施設に入所したとき、障がいの程度が該当しなくなったとき、死亡したとき、障がいを支給事由とする年金を受けるようになったとき、病院又は診療所への入院が継続して3か月を超えたとき〔特別障害者手当〕、20歳になったとき〔障害児福祉手当等〕など)は、速やかに南部町福祉事務所へ届け出てください。
- 手当を受けている方が、住所、氏名を変えられた場合には、速やかに南部町福祉事務所へ届け出てください。届出が遅れますと手当が支払われない場合があります。
- 手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況届を提出することになっています。この届出を提出しないと8月分以降の手当が受けられなくなります。
- 特別障害者手当等の事務は、個人番号(マイナンバー)利用対象事務になっています。そのため、諸手続きにおいて、個人番号(マイナンバー)の記入や本人確認書類の提出が必要です。